

令和8年（フ）第84号

山口県防府市牟礼今宿2丁目10番28号
債務者 Blue Tree運送こと 青木 誠治

- 1 決定年月日時 令和8年9月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第85号

山口県防府市牟礼今宿2丁目10番28号
債務者 青木真菜美（旧姓三沢）

- 1 決定年月日時 令和8年9月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第103号

山口県防府市大字牟礼1010番地 市住6棟5433号
債務者 山本 昌明

- 1 決定年月日時 令和8年9月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第119号

東京都大田区中馬込3－19－1、住民票上の住所山口県宇部市床波2丁目5番6号
債務者 深野 翔太

- 1 決定年月日時 令和8年9月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月8日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和8年（フ）第120号

山口県宇部市床波2丁目5番6号
債務者 深野 伶奈

- 1 決定年月日時 令和8年9月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月8日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和8年（フ）第468号

熊本市中央区出水2丁目1番4号 グレイス 出水304
債務者 池田 智大

- 1 決定年月日時 令和8年9月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第622号

熊本市北区西梶尾町644番地2
債務者 松岡 博明

- 1 決定年月日時 令和8年9月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

破産手続廃止

令和7年（フ）第302号

千葉県八街市朝日426番地33
破産者 株式会社塗喜美装

- 1 決定年月日 令和8年9月11日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所佐倉支部

令和8年（フ）第384号

千葉県松戸市小金原6丁目7番地 小金原団地8棟204号
破産者 久保田禮子

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第402号

千葉県松戸市小金原8丁目13番地の32 ベルビア馬橋第8－203号、前住所千葉県流山市市野谷222番地の1（運A23街区5－2）104
破産者 嶋野 祥多

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第404号

千葉県野田市山崎2721番地の157
破産者 箕輪 真一

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第407号

千葉県流山市南流山9丁目4番地の1 ウェリス南流山615
破産者 石渡 梨緒

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第435号

千葉県松戸市五香4丁目48番地の27
破産者 六笠 和彦

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第459号

千葉県柏市松ヶ崎1203番地8 タラゴンアー ル102号
破産者 清水 尚輝

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第467号

千葉県我孫子市我孫子4丁目20番40号
破産者 株式会社NIL

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第470号

千葉県松戸市小金きよしヶ丘3丁目2番地の3 フローラルコート直井D101号
破産者 小山田珠緒

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第483号

千葉県我孫子市柴崎台3丁目23番15－305号 リバティベル
破産者 松田 淳

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第485号

千葉県野田市中根196番地の30
破産者 渡邊 征良

- 1 決定年月日 令和8年9月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第127号

千葉県佐倉市飯野868番地8
破産者 さくら商会合同会社

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所佐倉支部